

諮問第164号の答申
住宅・土地統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第164号による住宅・土地統計調査の変更（令和5年に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和4年11月11日付け総統勢第231号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「住宅・土地統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、本調査の実施に当たり、適切な対応を行う必要がある。

(2) 理由等

ア 標本設計の見直し等

(ア) 標本調査区数の算定方法の見直し及び報告者数の削減

a 本申請では、標本調査区数の算定について、これまで、国勢調査の調査区数に市区町村別の人口規模別・層別に設定した抽出率を乗じていた方法を改め、あらかじめ目標精度を定め、その達成に必要な最少標本調査区数を算出した上で、地方事務の平準化や全国・都道府県別の精度維持の観点による補正を加えて算出する方法に変更する計画である。

これにより、標本調査区数は、前回の平成30年調査（以下「前回調査」という。）における約21万8000調査区から約19万9000調査区に減少し、報告者数についても、前回調査時の約370万住戸から約340万住戸に削減される。

b これについては、これまでの方法では、人口の高齢化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動して標本調査区数が増加し、結果として、報告者数が増加することになるが、これに対して、本委員会が「諮問第109号の答申 住宅・土地統計調査の変更について」（平成30年1月18日付け統計委第3号。以下「前回答申」という。）において「報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、標本設計の見直しの余地について検討する必要がある」旨の課題を示したことを踏まえた変更であり、調査結果の精度を維持しつつ、報告者及び調査事務の負担軽減を図り、調査を効率化するものであることから、適当である。

(イ) 標本配分の見直しの可否

- a 本委員会は、前回答申において、標本設計の見直しに係る課題の一環として、「人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえ、例えば、大都市部の標本数を小規模の町村に振り替える場合の結果精度や、標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要がある」旨の課題も示したところである。総務省は、当該課題に係る検討結果として、人口1万5000人未満の町村について結果表章するための標本配分の見直しを行わず、これまでと同様、人口1万5000人未満の町村別の結果表章は行わないこととしている。
- b これについては、
- ① 人口1万5000人未満の町村について、一定の精度を確保した結果表章を行うためには、標本配分の見直しのみで対応できるものではなく、前回調査との比較で約3倍の標本調査区数が必要になること、
 - ② 仮に、これに対応するとした場合、町村における統計調査員の確保等、事務負担の大幅増が避けられないところ、大多数の町村において、統計調査員の確保が困難であるとともに、町村別の結果表章を希望していない旨の回答が得られていることを踏まえたものであり、報告者及び調査事務の負担が大幅に増加することが見込まれる一方で、それに見合うニーズが乏しいことから、適当と考える。

(ウ) 標本調査区の選定過程で用いる層別基準の見直し

- a 本申請では、標本調査区の選定過程で用いる層別基準について見直すことを計画している。
- b これについては、平成15年の本調査実施以降、層別基準に大きな変更がなされておらず、その後の住宅事情の変化や高齢化等の人口構造の変化により、効果的な層化が行われなかった可能性を踏まえたものであり、母集団のよりよい縮図となる標本を得るために見直すものであることから、適当である。

イ 報告を求める事項の変更

(ア) 同居世帯に対する調査の見直し

- a 前回調査までは、統計調査員等（統計調査員及び民間事業者。以下同じ。）が調査対象となる住戸を訪問した際、当該住戸に別世帯が同居している場合には、「主世帯」（1住宅に複数の世帯が居住している場合、住宅の所有者や家主などの世帯をいう。以下同じ。）とは別に、「同居世帯」（主世帯と同一の住宅に居住し、生計を別にしている世帯をいう。以下同じ。）にも調査票を配布し、一部の事項を除いて、報告を求めていた。
- b 本申請では、これを改め、同居世帯への調査票の配布を取りやめて同居世帯に関する必要最小限の事項を主世帯から把握することとし、これに伴い、表1のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を追加・削除等する計画である。

表 1

| 区分 | 変更内容 |
|----------------------------------|--|
| 主世帯に対する新たな調査事項 | ① 「同居世帯の有無」を新設するとともに、同居世帯がいる場合には、i) 「同居世帯の世帯数」、ii) 「同居世帯の世帯人員の合計」、iii) 「うち65歳以上の世帯人員」を把握 |
| | ② 「居室（室数の合計及びその畳数）」の内訳項目として、「うち同居世帯が使用する室数の合計及びその畳数」を追加 |
| 同居世帯に報告を求めなくなることに伴い、調査票から削除される事項 | ① 「持ち家か借家かなどの別」の選択肢から「住宅に間借り」を削除 |
| | ② 調査員記入欄のうち、「住宅に居住している世帯」（「主世帯」か「同居世帯」の別）を削除 |

c これについては、

- ① 全世帯に占める同居世帯の比率が僅少であるにもかかわらず、実査において、統計調査員等が、全ての調査対象住戸に対して、同居世帯の有無を逐一確認しなければならないなど事務負担が大きく、当該負担の軽減や調査の効率化について改善の必要があること、
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、統計調査員等が報告者に対面で接触することへの制約が大きくなっており、これまでの方法の継続が難しい環境になってきていること、
- ③ 加えて、前回答申において、「住宅に間借り」など多くの報告者にとってなじみがあるとは必ずしもいえない表記の適切性や、継続して把握することの必要性等について検討する旨の課題が付されていたこと

を踏まえたものであり、調査事務の負担軽減を図りつつ、同居世帯に係る情報を精査した上で、必要な範囲で引き続き把握しようとするものであり、主世帯における報告負担の増加も必要最小限となるよう配慮されていることから、おおむね適当である。

d ただし、今回の変更により、同居世帯の把握方法が大きく変わることから、調査の実施に当たっては、調査票への記入漏れが生じないように、同居世帯の定義について報告者や統計調査員等に対して十分に周知する必要があることを指摘する。

(イ) 住宅以外の建物に住んでいる世帯に対する調査の見直し

- a 前回調査までは、住宅以外の建物^(注)に住んでいる世帯については、
 - i) 管理者などの世帯には、住宅に住んでいる世帯とほぼ同様の事項について報告を求め、
 - ii) 単身者世帯（単身者又は単身者の集まりの世帯）については、「世帯人員の合計」及び「居室の数及び広さ」に限った事項について報告を求めることとし、世帯の種類によって、調査事項が異なっていた。

(注) 例えば、会社・学校等の寮・寄宿舎、工場などの建物が該当する。

- b 本件申請では、これを改め、住宅以外の建物に住んでいる世帯については、前記 a 記載の世帯の種類にかかわらず、「世帯の構成」「同居世帯に関する事項」「居室

の数及び広さ」等に限定して報告を求める扱いに統一し、これに伴い、表2のとおり、調査事項を削除等することを計画している。

表2

| 変更内容 |
|--|
| i) 「持ち家か借家かなどの別」の選択肢のうち、「住宅以外の建物」を削除するとともに、設問の名称を「持ち家か借家かの別に」変更 |
| ii) 調査票甲・乙の調査員記入欄のうち「住宅以外の建物に居住している世帯」の類型である「管理者・家主などの世帯」、「一般の世帯」及び「単身世帯」を削除 |

- c これについては、前記（ア）c①②と同様の背景を踏まえたものであり、報告者及び調査事務の負担軽減を図りつつ、必要とされる調査事項の把握とのバランスを考慮したものであることから、適当である。

（ウ）前記（ア）及び（イ）以外の調査事項の変更

- a 本申請では、前記（ア）及び（イ）に伴う調査事項の変更のほか、別紙のとおり、調査事項の追加・削除等を計画している。

これらについては、変更内容それぞれについて、①各種行政施策への利活用に資する観点から追加等を行うものであること、②調査結果の利活用が低調なものについて、報告者の負担軽減の観点から削除等するものであること、又は、③前回答申の課題を踏まえたものであることから、おおむね適当である。

- b なお、「高齢者等のための設備等」（以下「本項目」という。）における「高齢者等」は、従前から、設備の設置目的の例示として示しているものであり、調査対象となった住戸に高齢者が居住しているか否かにかかわらず、当該住戸における設備の設置状況を把握するための項目である。しかし、高齢者が居住していない住戸が調査対象になった場合、本項目について回答不要と誤解される可能性がある。そのため、調査票の記入要領等において本項目の趣旨を分かりやすく説明することにより、正確な回答が円滑に得られるように努める必要があることを指摘する。

ウ 集計区分の変更

本調査では、世帯に関する集計区分について、これまで「普通世帯」^(注1)・「準世帯」^(注2)による区分と「主世帯」・「同居世帯」等による区分を併用していたが、本申請では、本調査全体として、後者の区分に統一することを計画している。

これについては、近年の居住状況の変化により、「準世帯」に相当する世帯が僅少（前回調査において0.4%）になっており、「普通世帯」・「準世帯」の区分による集計を維持する必要性が乏しくなっていることを踏まえたものであり、適当である。

(注1) 本調査における「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。

例えば、住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたり、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」としている。

(注2) 本調査における「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

エ 調査方法の変更

本申請では、オンライン調査の実施方法について、オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答がなかった報告者に対してのみ紙の調査票を後日配布する方法（以下「オンラインID先行配布方式」という。）を改め、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時に配布する方法に変更する計画である。

これについては、

- ① 前回調査において、オンライン回答率が23.3%となり、平成25年調査時の7.9%から大幅に上昇した一方で、調査関係書類の配布方法が複雑になったことにより、統計調査員等による誤配布や、報告者による紙及びオンラインによる重複回答、地方公共団体における調査票提出世帯の確認・特定作業等に係る事務負担が大幅に増加したこと、
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、統計調査員等が報告者に対面で接触することへの制約が大きくなっており、オンラインID先行配布方式の継続により、統計調査員等が、再三報告者と対面で接触することが難しい環境になってきていること等を踏まえて、統計調査員等及び地方公共団体の事務の負担軽減等を図るものであるとともに、調査の実施に当たっては、
 - ① 前回調査において導入した「提出状況管理システム」（オンライン回答及び郵送による調査票の提出状況等を一元的に管理するシステム）について改善を図り、調査の進捗状況の管理及び情報共有が、より一層適切に行われるよう対応すること、
 - ② 世帯からの問い合わせに対して十分な対応ができるようコールセンターの充実を図ること、
 - ③ 本調査が、居室の畳数、床面積、敷地面積など、即座に回答することが困難な調査事項が少なくないことを踏まえ、前回答申において指摘したオンライン調査に係る課題への対応の一環として、オンライン回答の一時保存機能を導入することを予定するなど、調査の円滑化や、オンライン回答率の維持・向上にも留意していることから、適当である。

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申において、以下の事項について検討することを指摘している。

- ① 標本設計の見直しに関する検討
- ② 居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討
- ③ オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討

（1）標本設計の見直しに関する検討

これについては、前記1（2）ア（ア）及び（イ）に記載のとおりである。

（2）居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討

これについて本委員会は、以下の4点を課題として示したところである。

- ① 「下宿・間借り又は住み込み」「住宅に間借り」など多くの報告者にとってなじみがあ

るとは必ずしもいえない表記の適切性や継続して把握する必要性等について検討すること。

- ② 近年増加している民間の高齢者施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因の把握・分析に資する選択肢の設定の余地について検討すること。
- ③ 住居形態の変動と人の移動状況に係るより詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討すること。
- ④ 「現住居への入居時期」等については、元号による年次表記の選択肢区分で把握し、集計・公表しているが、西暦を併記する方向で検討すること。

このうち、①については、前記1（2）イ（ア）記載のとおりであり、②については、前記1（2）イ（ウ）記載のとおりである。

また、③及び④についての対応状況については、表3のとおりであり、③については、調査事項に対する報告者の忌避感や調査全体の報告負担を考慮したものであり、④については、課題に沿って可能な範囲での措置を講ずることとしていることから、適当である。

表3

| 課題 | 対応状況 |
|----|---|
| ③ | 本調査では、住居形態の変動等の分析にも資する世帯の現住居や前住居に関する情報を整備しており、今後とも引き続き当該情報を整備していくが、i) 移動要因への回答は転職、離別、健康上の問題等、機微に触れる可能性もあること、ii) 調査票乙のみの調査事項が多く存在する中、これ以上、調査事項を追加することにより、現状でも報告者の負担が大きい調査票乙全体への影響が懸念されることから、調査事項の追加は適当ではないという結論に至った。 |
| ④ | 電子調査票（HTML形式）においては、和暦と西暦を表示する。 一方、紙の調査票については、物理的に併記するスペースがないが、「調査票の記入のしかた」において、和暦と西暦の早見表を掲載することで対応する。 集計・公表に際してもスペースの都合など、物理的に対応できないものを除き、併記について対応する。 |

（3）オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討

これについては、前記1（2）エに記載のとおりである。

3 今後の課題

（1）同居世帯の把握方法に係る検証

本申請により、前記1（2）イ（ア）のとおり、同居世帯の把握方法が大きく変わることから、調査結果の集計後に、前回調査の結果と比較するなどにより、同居世帯の把握方法の適切性について検証すること。

（2）社会情勢の変化等に対応した調査事項や調査方法の検討

本調査では、現住居以外の住宅・土地の詳細について、主に調査票乙で調査しているが、我が国では高齢化や人口減少等が進行しており、今後、現住居以外の住宅・土地が増加していくことが予想される。

一方で、調査票乙による調査については報告者の負担が大きく、調査結果の利活用状況を

精査の上、調査事項の削減の余地があると考えられるところである。

これら社会情勢の変化等や調査結果の利活用ニーズを検証し、次回調査（令和10年が想定される。）以降、本調査として把握すべき調査事項や、より効率的な調査方法について、中長期的な視点から検討すること。

別紙 前記1(2)イ(ウ)に関する調査事項の変更^(注)

○ 調査事項の追加等

| 変更内容 | 変更理由 |
|--|---|
| i) 「世帯全員の1年間の収入(税込み)」の選択肢のうち「100～200万円未満」を、「100～150万円未満」と「150～200万円未満」に分割 | 前回調査の結果、「100～200万円未満」の区分に12.0%程度の世帯数が存在していたところ、低所得者層の居住実態の詳細な把握等、住まいのセーフティネット(低所得者等の住宅の確保に配慮が必要な方への住宅の供給)に関する施策に資するため、これを細分化するもの |
| ii) 建物調査票で把握していた「住宅の構造」を、調査票甲・乙に新設し、基本的に報告者自らが記載する項目にする。 (注)ただし、居住世帯がない住戸の場合は引き続き建物調査票で把握するため、建物調査票の調査事項としては残る。 | 木目調建材や不燃木材の普及に伴い、統計調査員等が住宅の外観から建物の構造を客観的に把握することが困難となってきたことから、居住世帯のある住宅については、世帯が自ら回答するように変更するもの |
| iii) 「高齢者等のための設備等」の選択肢に「浴室暖房乾燥機」を追加 | ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進する観点から追加(住生活基本計画(全国計画)の指標としても使用)するもの |
| iv) 調査票甲・乙の調査員記入欄のうち、「住宅以外の建物に居住している世帯」を建物調査票に移設した上で、「建物の種類」の選択肢の「その他の建物」から「高齢者居住施設」を分割 | 住宅について同居世帯に報告を求めなくなることや、住宅以外の建物について世帯の種類に関係なく必要最小限の情報を把握することに統一することに伴い、調査票上に記載する必要がなくなる事項を削除し、引き続き必要となる住宅以外の建物の種類(会社等の寮・寄宿舎等)について、建物調査票にて把握するもの また、高齢者の居住実態を把握するため、従前は「その他の建物」に含まれていた「高齢者居住施設」を単独で把握するもの |
| v) 「高齢者対応型住宅の別」の「高齢者対応型住宅である」の内訳として、「サービス付き高齢者住宅である」を追加 | 高齢者の居住実態を把握するため、住宅以外の建物について「高齢者居住施設」を新たに把握することとしており、従前から把握していた「高齢者対応型住宅」についても、その内数として「サービス付き高齢者住宅」を新たに把握することとするもの |

○ 調査事項の統合・削除

| 変更内容 | 変更理由 |
|--|---|
| i) 「住宅の構造」の選択肢のうち「木造(防火木造を除く)」と「防火木造」を「木造」に統合 | 「木造(防火木造を除く)」と「防火木造」の別を容易に判定しにくいこと、防火性の判定方法として必ずしも有用ではなくなってきたことを踏まえて、これら2区分を統合するもの |
| ii) 「所有地か借地かなどの別」の選択肢のうち「所有地・借地以外」の内訳である「一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)」「その他(アパートなど)」の2区分を削除 | 前回調査では「所有地・借地以外」のうち、「一戸建・長屋建」について、次の設問(「敷地面積」)にも回答を求めていたが(「その他(アパートなど)」については敷地面積についての回答を求めていない。)、所有地・借地以外の世帯にとって、敷地面積は契約書面にも記載されておらず正確な回答が困難なことから、今回は「所有地・借地以外」に該当する場合、全てについて敷地面積を把握しないこととするため、内訳を取りやめるもの |

(注) 本表に記載した変更以外にも、調査票上の年次の修正など形式的な変更を予定している。